

議案第30号

葛飾区福祉サービス苦情調整委員条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

行政不服審査法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区福祉サービス苦情調整委員条例の一部を改正する条例

葛飾区福祉サービス苦情調整委員条例（平成14年葛飾区条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

第6条第2項中「区」を「葛飾区（以下「区」という。）」に改める。

第14条第1号イ中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。